

浪江町農業委員会総会議事録 (令和4年7月定例会)

1 開催日時 令和4年7月20日(水)午後1時30分から午後1時45分

2 開催場所 浪江町役場 2階 202会議室

3 出席委員(11人) 欠席委員(1人)

会長	4番	佐々木 茂夫	(出)
会長職務代理者	1番	原田 良一	(出)
委員	2番	鈴木 敬二郎	(出)
	3番	山本 幸一郎	(出)
	5番	鈴木 幸子	(欠)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	柴野 正男	(出)
	8番	菅野 富美恵	(出)
	9番	中野 弘寿	(出)
	10番	紺野 宏	(出)
	11番	神長倉 正満	(出)
	12番	若月 芳則	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員(8人)

浪江地区担当	川島 優
幾世橋地区担当	上田 順一
大堀地区担当	桑原 泉
大堀地区担当	遠藤 定郎
大堀地区担当	小野田 浩宗
苅野地区担当	高田 秀光
苅野地区担当	横山 良男
津島地区担当	関場 健治

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	1件
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(地上権設定)	1件
議案第3号	浪江町農業委員の委員の辞職について	1件

6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	長岡 秀樹
事務局係長	半杭 めぐみ
副主査	早川 翔大

議長 それでは、只今より7月定例会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は11名でございます。また、推進委員数は8名でございます。
定足数に達しておりますので、会議を始めます。
まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり6番小澤委員および7番柴野委員をお願いいたします。
それでは、議案の審議に入ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転1番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書にて説明)

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

高田推進委員 報告いたします。室原地区担当の高田と申します。今回の申請を、・・・さんに7月15日、午前8時30分本人宅で面談をいたしました。面談の中で、今回のいきさつなんですが、・・・さんが90歳と高齢になったため、・・・さんと以前から同居をしておりました。サラリーマンをしながらお父さんと農業をやっておりましたけれども、高齢のため生前贈与と。生前贈与となった理由は、・・・さんは・・・さんの娘さん一人娘のために、お婿さんに入ったため、こういうふうな生前贈与のかたちをとったということです。いずれ営農状況について、今後管理していけるかどうかですが、・・・さんは、今復興組合の方に入っております、管理耕作の方をしております。今後も大丈夫だというふうに発言しております。今後、全部耕作が出来るかどうかの確認で、現在所有しているトラクター、草刈り機等を持っておりまして、今年を管理耕作に関しては問題ないかなと思われま。いつから農業を始められるかどうかを確認しました。みんなと相談してから決めて行きたいと言うふうな考えです。調和要件なんです、お互い、みんなと連絡を取り合って作業をしていきたいと思っております。管理組合の方に入りまして一生懸命トラクターで草刈りを管理しておられまして、問題ないかなと判断しております。以上です。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
異議無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって、議案第1号1番に原案のとおり承認を与えます。
つづきまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件
地上権設定1番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書にて説明)

議案書ページ2-9をご覧ください。申請地は・・・町営住宅の東側にある畑となります。農地の種類としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にあたることから、2種農地に該当すると考えます。2種農地は申請農地に代えて周辺の他の土地を供することでは、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合は、許可することができます。ページ2-15は候補地一覧表です。表の中の5番が申請地であり、こちらの選定にあたり1~4番の土地を検討しましたが条件があわなかったため、申請地の他に代替性のある土地は無い、という資料になります。候補地については、事務局で事前に現場を確認しております。他の土地では事業ができないという検討がされていますので、立地基準については妥当なものと考えます。

次に一般基準ですが、資力を証する書類ということで、被設定人より残高証明の提出を受けており問題ないことを確認しています。

その他、添付の土地利用計画図や事業計画書からは、周辺農地への影響等について、特段問題ないものと考えられます。

本案件は、当委員会が権限移譲を受けていない案件であり、福島県知事が許可権者となりますので、当委員会の意見を付して、県へ進達するものとなります。説明は以上となります。よろしく申し上げます。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明ですが、本日、担当している藤田推進委員より体調不良のため欠席との連絡がありました。引継ぎ内容については事務局が預かっていますので代読をお願いいたします。

事務局

はい。藤田推進委員より、確認内容をお預かりしましたので代読させていただきます。株式会社・・・の・・・さんには7月11日に電話で確認しました。・・・さんには、11日以降、時間帯を変えて電話をしましたが聴取できませんでした。ただ、・・・さんから、今回案件の経緯を聴取できましたのでその内容を報告します。経緯の前に、被設定人の株式会社・・・について報告します。・・・は、資料2の12ページですが、あて先になっております株式会社・・・の子会社になります。電話聴取も・・・の総務・・・さんに行いました。今回の案件についてですが、・・・さんは、現在・・・区に住んでおり、農機具も無く、震災以降、自身では保全管理もできない状態のため、株式会社・・・に電話して話を進めましたが、農地は長方形で太陽光発電用地として不適という話になり、隣接する農地所有者の・・・さんに、・・・さんが相談して両者の土地による申請となったとの事でした。太陽光発電用地としての管理ですが、株式会社・・・としては、基本的に年3回の除草を行っており、当該地についても、・・・支店が協力会社を通じて行い、近隣農地に迷惑を掛けないとのことでした。対象地は、これまで管理されていない農地で特に問題は無いと考えます。審議よろしく申し上げます。お預かりしていたものは以上です。よろしく申し上げます。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

はい。2番。

鈴木委員 2番鈴木です。本日午前ですが、会長、神長倉委員、事務局と現地調査を実施いたしました。恒久転用ですね。種別地にも影響なく、一般基準に適用し問題ないと思われま。しかし、案件は第二種農地で優良な畑でもあります。第二種農地の恒久転用に付いては当委員会での早急なガイドライン策定が求められますが、本案件は、発電事業者が自ら実施するものであり、既に所有者確認したんですけれども、所有者と地上権設定契約を既に締結していると、間違いのない案件ですので特に問題ないと言うふうに思われます。審議よろしく願いいたします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって、議案第2号1番に原案のとおり承認を与えます。
つづきまして、議案第3号浪江町農業委員会農業委員の辞職について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。
議案書3-1ページをご覧ください。浪江町農業委員会の委員の辞職についてでございます。・・・番、・・・委員より、ご家庭の事情で委員会の活動に時間をとることが難しいということから、7月31日をもって辞職したい旨の届出が浪江町長へありました。農業委員会法第13条第1項に、「委員は正当な理由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」と定められております。本件は、この規定に基づき委員会へ辞任の同意を求めるものです。農業委員は町長から任命を受けておりますので、町長へ辞職願を出し、町長から農業委員会へ諮問する、という手続きになっております。3-2ページは町長からの諮問の文書の写しです。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 異議なし

議長 異議なしの声が上がりましたので、それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって、議案第3号に原案のとおり承認を与えます。
以上で、本日上程されたすべての議事が終了いたしました。

令和4年7月20日
開始時刻 午後1時30分
終了時刻 午後1時45分

議長 _____
番 _____
番 _____